

エンディングノート等作成ワーキンググループ開催要領

(目的)

第1条 ACP の普及啓発の促進を目的に医師、病院担当者、在宅サービス担当者、施設サービス担当者等を中心にエンディングノート等を作成するため、「エンディングノート等作成ワーキンググループ」(以下「WG」という。)を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 WGにおいて意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) エンディングノート等作成に関すること
- (2) エンディングノート等を活用した普及啓発に関する協力・支援
- (3) その他目的達成のために市長が意見を求める必要があると認める事項

(参加者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、WG への参加を求めるものとする。

- (1) 在宅医療介護推進部会の部会員
- (2) 在宅医療介護推進部会の部会員が属する職域の者で当該部会員が推薦する者
- (3) その他、市長が参加を必要とする者

(運営)

第4条 WG の参加者は、その互選により WG を進行するリーダーを定めるものとする。

2 サブリーダーはリーダーが指名する。

3 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故あるとき又はリーダーが欠けたときは、その職務を代理する。

4 リーダー及びサブリーダーが必要と認めるときは、関係者に対し、その出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 WGの庶務は、地域医療課において処理する。

(開催期間)

第6条 WGの開催期間は、開催の日から令和6年3月31日までとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、WGの運営その他必要な事項は、都度協議して定める。

附 則

この要領は、令和5年8月18日から施行する。